

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (9月11日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
同意第4号の上程、説明	9
議案第34号の上程、説明	10
議案第35号の上程、説明	10
議案第36号の上程、説明	11
議案第37号の上程、説明	11
議案第38号の上程、説明	13
議案第39号の上程、説明	14
議案第40号の上程、説明	14
議案第41号の上程、説明	15
議案第42号の上程、説明	15
議案第43号の上程、説明	16
議案第44号の上程、説明	17
認定第1号の上程、説明	18
認定第2号の上程、説明	21
認定第3号の上程、説明	22
認定第4号の上程、説明	23
認定第5号の上程、説明	25
認定第6号の上程、説明	25
報告第5号の上程、報告	26
報告第6号の上程、報告	26
報告第7号の上程、報告	26

散会の宣告	27
第 2 号 (9月12日)	
開議、散会の日時	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	29
事務局出席者	29
議事日程	30
開議の宣告	31
一般質問	31
吉 浜 覚 議員	31
散会の宣告	39
第 3 号 (9月13日)	
開議、散会の日時	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	41
事務局出席者	41
議事日程	42
開議の宣告	43
同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	43
議案第34号の質疑、委員会付託	43
議案第35号の質疑、委員会付託	44
議案第36号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	44
議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	44
議案第38号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	46
議案第39号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	46
議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	47
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	47
議案第42号の質疑、委員会付託	48
議案第43号の質疑、委員会付託	50
議案第44号の質疑、委員会付託	50
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	50
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	53
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	53
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	53

認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
報告第8号の上程、報告	55
諸般の報告	56
散会の宣告	56

第 4 号 (9月20日)

開議、閉会の日時	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	57
事務局出席者	57
議事日程	58
開議の宣告	60
議案第34号、議案第42号～議案第44号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	60
議案第35号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	63
議案第37号～議案第41号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	65
議案第36号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	68
陳情第2号及び陳情第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	72
意見案第2号～意見案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	74
閉会の宣告	78
署名議員	79

平成30年第7回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成30年9月11日
会期10日間
閉会 平成30年9月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月11日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
9月12日	水	本会議	午前10時	一般質問
9月13日	木	本会議	午前10時	同意第4号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第34号及び議案第42号～第44号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第35号質疑、総務常任委員会付託 議案第36号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第37号～第41号質疑、予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑、決算審査特別委員会付託 報告第8号世界自然遺産調査特別委員会報告
		委員会	午後1時30分	議案第37号～第41号予算審査特別委員会 (説明～採決)
9月14日	金	委員会	午前10時	議案第35号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第2号及び第3号総務常任委員会(検討～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第34号及び議案第42号～第44号経済建設常任委員会(説明～採決)
9月15日	土	休 会		
9月16日	日	休 会		
9月17日	月	休 会		敬老の日
9月18日	火	委員会	午前10時	議案第36号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月19日	水	委員会	午前10時	議案第36号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
9月20日	木	本会議	午後2時	議案第34号及び議案第42号～第44号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第35号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月20日	木	本会議	午後2時	議案第37号～第41号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 議案第36号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 10日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
2	平成30年8月21日	すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のために子ども医療費助成制度の拡充を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
3	平成30年8月21日	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	移植ツーリズムを考える会 理事 井田 敏美	総務常任委員会

平成30年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成30年9月11日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成30年9月11日 午前10時00分)

散 会 (平成30年9月11日 午前11時31分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同意 第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
6	議案 第34号	債権の放棄について	提案説明
7	議案 第35号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案 第36号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
9	議案 第37号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	提案説明
10	議案 第38号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
11	議案 第39号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
12	議案 第40号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
13	議案 第41号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提案説明
14	議案 第42号	やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について	提案説明
15	議案 第43号	やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について	提案説明
16	議案 第44号	やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約について	提案説明
17	認定 第1号	平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認定 第2号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認定 第3号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第4号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
21	認定 第5号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
22	認定 第6号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
23	報告 第5号	平成29年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	報告
24	報告 第6号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
25	報告 第7号	平成29年度決算に基づく資金不足比率について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼、おはようございます。
ただいまから平成30年第7回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 仲井間宗利議員及び4番 金城勇議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月20日までの10日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
6月定例会後の行政報告を行います。

6月13日県庁において、元村長の照屋林三氏の叙勲伝達式に出席いたしました。

22日には、村診療所の職員の歓迎会に参加をしています。

26日、27日には、奄美大島において、奄美・やんばる・西表島の世界自然遺産登録に向けての地域協議会があり、32年夏の登録を目指し、推進することを全会一致で決定いたしました。

7月7日に大保ダム祭り及びキャンドルナイトが盛大に開催されました。

15日には、クガニー芸能協会の総会に教育長と参加し、激励をしました。

20日には、JA本部へシークワサー酢の販売をしていただけるよう、教育長と共に要請を行いました。JA大城理事長から販売していけるように推進していきたいとの返事がありました。

23日には、国立自然史博物館の建設についてのシンポジウムに参加しました。

8月4日には、愛知県蟹江町の須成祭りに案内があり、出席しました。職員はじめ、町長自ら町内の商工関係に案内し、大宜味シークワサーのアピールをしていただきました。シークワサーを使ったケーキやお菓子が出来ていました。今後もシークワサーを活用した加工品を製品化し、観光センターで観光と物産の提携をしていきたいとの要望がありました。

18日には、神奈川県厨子沖縄祭り。25日、26日には、群馬県前橋市における沖縄祭りに参加して、シークワサーと観光のアピールを行いました。両祭り共に村観光大使の東風平高音さんと宮川たま子さんの進行で大宜味オンリーでした。

8月27日には、水産庁において、岡漁港漁場部長に塩屋漁港の航路浚渫の要請を行い、部長より国の補助事業で可能な事業があるので県の技官と調整して欲しいとのことでした。その後、福井沖縄担当大臣に村の懸案事項について、要請を行いました。その他につきましては、スケジュール表をご参照願います。

発注いたしました公共工事の入札結果を提出しておりますのでご参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎同意第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字謝名城15番地

氏 名 山城 清安

昭和25年5月22日生

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書等については、添付してございますので御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第34号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第34号 債権の放棄についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第34号 債権の放棄について

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債権の内容 ゴルフ場賃貸料 平成8年度分より平成12年度分

金額 4,721万9,167円

賃貸料相当損害金 平成12年度分より平成18年度分

金額 9,054万2,832円

合計 1億3,776万1,999円

- 2 債権放棄額 1億3,776万1,999円

- 3 債務者 住所 那覇市楚辺一丁目3番76号

商号 塩屋観光開発株式会社

代表取締役 上門 貞夫

- 4 放棄の理由 平成23年9月1日より休業中である債務者の塩屋観光開発株式会社は多額の負債を抱えており事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえできる財産の価格が強制執行の費用をこえないため。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

上記債権を放棄したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第35号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第35号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第35号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、対象年齢を18歳まで拡大し、窓口での支払いのない現物給付方式を追加することに伴い、大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、今回の改正については、子ども医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大することと、これまでの助成方法は償還払い及び自動償還方式でありましたが、今回新たに現物給付方式を導入することとなるため、それぞれの助成方法に対応できる内容に改めるものであります。

あわせて条例全体の字句の修正等も行っております。

施行期日は、平成30年12月1日から施行することとしております。

なお、説明資料として新旧対照表を添付してございますので、御参照ください。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第36号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第36号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容につきましては、次のページをお願いしたいと思います。

収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金165万3,075円のうちから、特定目的の積立金として行うもので、今年度は村負担金への還付はなく、減債積立金に12万4,937円、建設改良積立金に142万8,138円、利益積立金に10万円。利益の処分については、公営企業法の規定により条例に定めるところ、議会の議決を得て行わなければならないため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)

平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,995万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,206万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容説明については、副村長のほうからいたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)の概要を説明します。

今回の予算補正は、4億1,995万円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページをお開きください。

9款地方交付税1億9,617万2,000円の増額ですが、普通交付税決定に伴う増であります。

13款国庫支出金4,919万円の増額ですが、沖縄北部連携促進特別振興事業補助金の交付決定による増であります。

14款県支出金961万7,000円の増額です。主なものとして、沖縄振興特別推進交付金の増であります。

15款財産収入3,808万6,000円の増額ですが、主に結の浜普通財産用地売却によるものです。

17款繰入金171万1,000円の減額ですが、財産形成基金の減であります。

18款繰越金1億169万6,000円の増額となっております。

19款諸収入360万円の減額ですが、コミュニティー助成金の減であります。

20款村債3,050万円の増額ですが、主なものとして、臨時財政対策債の増額となっております。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書の3ページをお開きください。

2款総務費241万円の減額ですが、主なものとして、企画費で地域おこし協力隊事業費によるものです。

3款民生費681万1,000円の減額ですが、主なものとして、国民健康保険一般会計繰出金によるものです。

4款衛生費4,418万4,000円の増額ですが、主なものとして、火葬場駐車場増設工事によるものです。

6款農林水産業費1,943万8,000円の増額ですが、主なものとして、畜産業費で地域IoT実証推進整

備事業委託料によるものです。

7款商工費3,449万6,000円の増額ですが、主なものとして、観光費でやんばるの森ビジターセンター事業によるものです。

8款土木費570万2,000円の増額ですが、主なものとして、道路橋梁費、河川費によるものです。

9款消防費455万7,000円の増額ですが、特別負担金によるものです。

次の4ページをお願いします。

10款教育費61万8,000円の増額ですが、主なものとして、中学校管理費の修繕費によるものです。

11款災害復旧費870万円の増額ですが、主なものとして、公共土木災害復旧によるものです。

13款諸支出金2億2,793万6,000円の増額ですが、財政調整基金及び財産形成基金積立によるものです。

14款予備費8,354万円増額となっております。

5ページには地方債の補正を記載しています。限度額4億4,990万円から4億8,040万円になっております。

以上で説明を終わりますが、詳細については、委員会で担当課長より説明します。よろしく御審議のほどをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第38号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第38号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,511万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,027万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、今回の補正額は3,511万9,000円の増額補正となっております。

それでは歳入の概要から説明いたします。予算書1ページをお開き願いたいと思います。

5款県支出金27万円の増額ですが、システム改修費用による県補助金の増額となっております。

8款繰入金1,000万円の減額については、繰越金の増額に伴い、その他一般会計繰入金の減額となっております。

9款繰越金については、前年度繰越金4,484万9,000円の増額となっております。

続きまして、歳出の主な概要について説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1款総務費27万円の増額ですが、システム改修によるものです。

9款諸支出金106万4,000円の増額については、保険税還付金及びその他還付金の増額によるものです。以上で説明を終わります。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第39号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第39号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ661万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,369万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金661万3,000円、歳出で主に需用費燃料費の24万円、予備費の635万1,000円による補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第40号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第40号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,253万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金が258万2,000円、歳出で予備費に同額の補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第41号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第41号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,480万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金25万9,000円、歳出で予備費に同額の補正となっております。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第42号 やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第42号 やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結したので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 やんばるの森ビジターセンター施設建築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金5億3,838万円

4 契約の相手

住 所 大宜味村字喜如嘉992-2
商 号 株式会社 山口建設
氏 名 代表取締役 山口 裕

平成30年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新城 寛） それでは議案第42号の補足説明を行います。

議案説明書②の3ページをお開きください。

目的といたしまして、平成28年に沖縄本島北部地域が「やんばる国立公園」に指定され、さらに世界自然遺産登録に向けた取り組みが進められるなど、やんばるの観光は大きな転換期を迎え、やんばる3村の玄関口に位置する本地区に、やんばるの自然・文化の魅力を発信する案内所や特産品の展示・販売、飲食機能を備えた観光拠点施設を整備することで、観光客の周遊・滞在・消費を促進することを目的として事業を展開しております。

事業名といたしまして、やんばるの森ビジターセンター整備事業。工事名といたしまして、やんばるの森ビジターセンター施設建築工事。工事場所、大宜味村字津波95番地。旧大宜味中学校跡地です。工事概要といたしまして、鉄筋コンクリート造の平屋建てです。延べ床面積1,422.62平米。建築工事、一式、その中にはA・B・C・D棟、さらに歩廊を2カ所、機械室と屋根つき広場、それと建築外構になっています。履行期限といたしまして、平成31年3月31日までとなっており、なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第43号 やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第43号 やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について

やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億103万4,000円
- 4 契約の相手

住 所 名護市宮里7丁目3番11号
商 号 有限会社 平良設備工業
氏 名 代表取締役 平良 盛

平成30年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 建設環境課長。
（新城 寛建設環境課長 登壇）
- 建設環境課長（新城 寛） 議案第43号について補足説明を行います。

目的については、先ほど議案第42号で説明をいたしておりますので割愛いたします。

説明資料の15ページをお願いします。1、事業名、やんばるの森ビジターセンター整備事業。2、工事名、やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事。3、工事場所、大宜味村字津波95番地。4、工事概要といたしまして、鉄筋コンクリート造、平屋建ての延べ床面積、先ほども説明しております1,422.62平米。そのうちの電気設備工事、一式になっております。内容といたしましては、電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、自動火災報知設備、構内配電・通信線路などとなっております。5、履行期限、平成31年3月31日までとなっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第44号 やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第44号 やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約について

やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金7,473万4,920円
- 4 契約の相手

住 所 大宜味村字塩屋897番地
商 号 有限会社 一円産業
氏 名 代表取締役 津波 徳正

平成30年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

- 建設環境課長（新城 寛） 議案第44号、目的につきましては、議案第42号と同様でありますので割愛いたします。

説明資料②の24ページをお開きください。1、事業名、やんばるの森ビジターセンター整備事業。2、工事名、やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事。3、工事場所、大宜味村字津波95番地。4、工事概要、ここにおいても鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ床面積1,422.62平米の機械設備工事、一式になっております。主に空調・換気設備、衛生器具設備、給水・排水・給湯・消火・ガス設備、浄化槽設備となっております。5、履行期限といたしまして、平成31年3月31日まで。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第17 認定第1号 平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 認定第1号 平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

なお、内容については、副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） それでは認定第1号 平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に説明いたします。

平成30年7月4日に大宜味村会計管理者から村長宛てに平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、平成30年7月6日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成30年8月28日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に平成29年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容の概略を説明いたします。

なお、認定書の構成を簡単に説明いたします。これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の6ページから22ページに記載しております。それから歳出の内容は23ページから65ページに記載してございます。その他参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を66ページに掲載しております。財産に関する調書を67ページから98ページに記載しております。そのほか基金管理状況、各課別の主要な成果表を添付しております。

では、決算書の66ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。この中で、歳入総額36億368万7,406円、歳出総額33億3,855万4,378円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として4,343万7,000円がありまして、実質収支額は2億2,169万6,028円となっております。

では、歳入の概要を主な款で説明します。決算書1ページに戻ってください。

1款村税ですが、調定額7億500万7,057円に対しまして、収入済額6億8,215万1,345円となり、収納率で96.8%となっております。収入全体に対する割合は18.9%を占めております。不納欠損額については202万4,114円となっております。

2款地方譲与税2,448万9,000円、3款利子割交付金16万2,000円、4款配当割交付金33万2,000円、5款株式等譲渡所得割交付金37万2,000円、6款地方消費税交付金4,708万2,000円、7款自動車取得税交付金636万1,000円、8款地方特例交付金53万円は、それぞれ調定額と同額の収入となっております。

9款地方交付税ですが、調定額が11億676万7,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に対する交付税の割合は30.7%を占めております。

10款交通安全対策特別交付金83万5,000円ですが、調定額と同額の収入となっております。

決算書、次の2ページをお開きください。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,334万3,536円に対しまして、収入済額1,279万3,586円となり、収納率95.9%となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額6,052万3,410円に対しまして、収入済額5,232万3,223円となり、収納率で86.5%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額2億6,091万1,544円に対しまして、収入済額2億1,726万6,544円となり、収入全体に占める割合は6%となっております。なお、4,364万5,000円は翌年度へ繰り越ししてお

ります。

14款県支出金ですが、調定額6億3,753万9,101円に対しまして、収入済額4億7,477万101円となり、収入全体に占める割合は13.2%となっております。なお、1億6,674万4,000円は翌年度へ繰り越しております。

15款財産収入ですが、調定額6,789万5,678円に対しまして、収入済額2,067万6,511円となり、収納率で30.5%となっております。

16款寄附金1億8,459万3,777円ですが、調定額と同額の収入となっております。なお、対前年度8,750万5,200円の増額となっております。

17款繰入金、調定額1億2,640万845円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は3.5%となっております。

18款繰越金ですが、調定額4億713万6,742円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額1億5,957万790円に対しまして、収入済額6,476万4,732円となり、収納率で40.6%となっております。

20款村債ですが、調定額1億7,388万円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額39億8,373万2,480円に対しまして、収入済額36億368万7,406円となり、収納率で90.5%となっております。

歳出の概要を説明します。決算書の4ページをお開きください。

1款議会費ですが、予算現額6,246万1,000円に対しまして、支出済額6,180万3,777円となり、執行率は98.9%となっています。

2款総務費ですが、予算現額7億2,443万3,000円に対しまして、支出済額6億7,174万2,706円となっており、低炭素社会構築事業ほか2件の繰越事業がありまして、執行率は92.7%となっております。

3款民生費ですが、予算現額7億1,502万6,000円に対しまして、支出済額6億7,861万1,125円となっており、幼保連携型総合施設整備事業の繰越事業がありまして、執行率が94.9%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額2億9,200万3,000円に対しまして、支出済額2億7,877万5,347円となっており、火葬場駐車場増設事業の繰越事業がありまして、執行率は95.5%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額1億9,213万円に対しまして、支出済額1億6,084万1,022円となっており、災害に強い栽培施設の整備事業の繰越事業がありまして、執行率は83.7%となっております。

7款商工費ですが、予算現額1億1,892万9,000円に対しまして、支出済額5,100万3,851円となっており、やんばるの森ビジターセンター整備事業ほか1件の繰越事業がありまして、執行率が42.9%となっております。

8款土木費ですが、予算現額3億8,341万2,000円に対しまして、支出済額2億2,165万6,481円となっており、道路新設改良事業ほか2件の繰越事業がありまして、執行率が57.8%となっております。

決算書の下ページです。

9款消防費ですが、予算現額1億3,173万3,000円に対しまして、執行率は100%となっております。

10款教育費ですが、予算現額4億1,998万1,000円に対しまして、支出済額4億702万1,831円となっており、旧学校跡地不動産登記手数料の繰越事業がありまして、執行率が96.9%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額589万3,000円に対しまして、支出済額401万8,627円となっており、

執行率が68.2%となっております。

12款公債費ですが、予算現額2億9,025万7,000円に対しまして、執行率が100%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額3億8,110万6,000円に対しまして、執行率が100%となっております。

歳出予算現額の総額38億4,761万6,000円に対しまして、支出済額の総額33億3,855万4,378円となり、全体の執行率は86.8%となっております。なお、3億422万6,000円は翌年度への繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、決算審査特別委員会で各担当課長より説明いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 認定第2号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第2号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第2号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書19ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6億9,771万754円、歳出総額6億4,736万1,484円、歳入歳出差引額5,034万9,270円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、1ページをお願いします。歳入の主な概要を説明いたします。

1款国民健康保険税ですが、調定額7,235万7,596円に対しまして、収入済額6,350万2,515円となり、収納率が87.8%で、収入全体に占める割合は9.1%となっております。なお、136万9,938円を不納欠損としております。

4款国庫支出金ですが、調定額2億798万6,650円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は29.8%となっております。

5款療養給付費交付金ですが、調定額634万6,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は0.9%となっております。

6款前期高齢者交付金ですが、調定額7,050万582円に対しまして、収入済額も同額となっております。

収入全体に占める割合は10.1%となっております。

7款県支出金、調定額4,801万3,619円に対しまして、収入済額も同額です。収入全体に占める割合は6.9%となっております。

9款共同事業交付金ですが、調定額1億7,467万5,474円に対しまして、収入済額も同額です。収入全体に占める割合は25.0%となっております。

11款繰入金の調定額8,006万3,000円に対しまして、収入済額も同額です。収入全体に占める割合は11.5%となっております。

歳入の調定総額7億656万5,835円に対しまして、収入済額は6億9,771万754円となっております。全体の収納率は98.7%となっております。

歳出の概要を説明いたします。決算書3ページをお開きください。

1款総務費ですが、予算現額669万1,000円に対しまして、支出済額643万3,371円となり、執行率は96.1%となっております。

2款保険給付費ですが、予算現額3億8,051万3,000円に対しまして、支出済額3億6,799万5,242円となり、執行率96.7%となっております。

3款後期高齢者支援金等ですが、予算現額5,728万9,000円に対しまして、支出済額5,728万6,717円となっております。ほぼ100%の執行率となっております。

6款介護納付金ですが、予算現額3,104万7,000円に対しまして、支出済額3,104万6,349円となり、執行率はほぼ100%となっております。

7款共同事業拠出金ですが、予算現額1億6,280万3,000円に対しまして、支出済額1億6,280万1,567円となっており、執行率はほぼ100%です。

決算書、次のページをお開きください。

歳出予算現額の総額6億6,769万円に対しまして、支出済額総額6億4,736万1,484円となり、全体の執行率は97%となっております。

詳細については、委員会で担当課長から説明しますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 認定第3号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第3号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） それでは、認定第3号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億8,386万5,810円、歳出総額1億7,525万2,452円、歳入歳出差引額861万3,358円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書1ページにお戻りください。歳入の概要を説明します。

1款使用料及び手数料ですが、調定額7,684万4,234円に對しまして、収入済額7,582万1,648円となり、収納率は98.7%となっております。収入全体に占める割合は41.7%となっております。

2款国庫支出金ですが、調定額4,000万円に對しまして、同額の収入済額となっております。21.8%が収入全体に占める割合となっております。

3款繰入金ですが、調定額3,967万3,000円に對しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は21.8%となっております。

4款繰越金ですが、調定額833万105円に對しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は4.5%となっております。

6款村債ですが、調定額2,000万円に對しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は10.9%となっております。

歳入予算現額の総額1億4,773万3,000円に對しまして、調定額1億4,935万2,922円となり、総収入済額1億4,829万3,526円、収納率99.3%となっております。

済みません、調定額が1億8,488万8,396円に對しまして、収入済額1億8,386万5,810円となっております。99.4%の収納率となっております。

決算書の2ページをお願いします。歳出の概要を説明します。

1款簡易水道総務費ですが、予算現額6,782万7,000円に對しまして、支出済額6,401万4,070円となり、主に光熱水費及び修繕費等の不用額があり、執行率は94.9%となっております。

2款簡易水道事業費ですが、予算現額6,052万3,000円に對しまして、支出済額6,051万6,362円となり、ほぼ100%の執行率となっております。

3款公債費ですが、予算現額5,084万2,000円に對しまして、支出済額5,072万2,020円となり、執行率99.8%となっております。

歳出予算現額の総額1億8,274万5,000円、支出済額1億7,525万2,452円となっております。執行率は95.9%となっております。

詳細については、決算審査特別委員会で担当課長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 認定第4号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 認定第4号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 認定第4号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4,755万6,584円、歳出総額4,397万3,708円、歳入歳出差引額358万2,876円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書1ページをお開きください。歳入の概要を説明します。

1款使用料及び手数料ですが、調定額541万9,005円に対しまして、収入済額538万4,497円となり、収納率99.4%となっております。収入全体に占める割合は11.3%となっております。

3款繰入金ですが、調定額3,392万8,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は71.3%となっております。

4款繰越金ですが、調定額164万4,011円、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は3.5%となっております。

6款村債ですが、調定額660万円、収入済額も同額です。収入全体に占める割合は13.9%となっております。

歳入予算現額の総額…、調定額4,759万円1,092円に対しまして、総収入済額4,755万6,584円となり、収納率99.9%となっております。

決算書2ページをお願いします。

1款公共下水道事業総務費、予算現額2,879万4,000円に対しまして、支出済額2,821万6,134円となり、執行率は98.0%となっております。

2款公共下水道事業費ですが、予算現額680万3,000円に対しまして、支出済額679万5,840円となり、執行率は99.9%となっております。

3款公債費ですが、予算現額896万5,000円に対しまして、支出済額896万1,734円となり、執行率99.9%となっております。

歳出予算現額の総額4,622万9,000円、支出済額4,397万3,708円となり、95.1%の執行率となっております。

詳細については、決算審査特別委員会で説明しますので、よろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 認定第5号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第5号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第5号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,406万8,638円、歳出総額3,360万9,584円、歳入歳出差引額45万9,054円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書1ページにお戻りください。歳入の概要を説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,742万8,613円に対しまして、収入済額1,738万7,605円となり、収納率99.8%。収入全体に占める割合は51%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,603万5,784円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は47.1%です。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,337万1,000円に対しまして、支出済額3,337万272円となり、執行率はほぼ100%となっております。

歳出予算現額の総額3,413万6,000円に対しまして、支出済額の総額3,360万9,584円となり、全体の執行率は98.5%となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長より説明しますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 認定第6号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 認定第6号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

以上で御審議をよろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎報告第5号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第23 報告第5号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第5号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成29年度沖縄県町村土地開発公社決算を別紙のとおり報告する。

平成30年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

以上、よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第6号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第24 報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率について
平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成30年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

以下、御参照お願いしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第7号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第25 報告第7号 平成29年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第7号 平成29年度決算に基づく資金不足比率について

平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成30年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

以下に表示しているとおりであります。

○ 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時31分)

平成30年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成30年9月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年9月12日 午前10時00分)

散 会 (平成30年9月12日 午前10時51分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼 子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 吉 浜 覚 議員

- 議長（平良嗣男） 生活基盤の整備と維持管理について。8番 吉浜 覚議員。
○ 8番（吉浜 覚） おはようございます。始めます。生活基盤の整備と維持管理について。
村は、第5次総合計画で「安全・安心な豊かで住みよい村づくり」の将来像・基本目標にしている。しかし、台風、高潮等で普通河川から氾濫して住宅や耕作地が浸水したりしている。また、村道の陥没放置した箇所崩落で民家に被害をあたえたり、ドリフト暴走で周辺に爆音を与え迷惑をかけ、とても危険でもある。さらに、インターネットや携帯電話等の利用できない地域もあるので、普通河川、村道やインターネット等の生活基盤の整備と維持管理について具体的な施策を伺う。

- 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議員の御指摘の普通河川の氾濫については、大雨時や台風襲来時など、予想される場合には担当課において重機等による対応を行っております。ドリフト暴走については、名護警察署と連携を図りながら対応しているところであります。また、村道大工又線の苦情が多く、重点的に警告看板の設置を行っているところであります。インターネット等については、関係機関への要請をしているところであります。

- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 河川については、確かに予想される場合については、前向きにやっている評価している部分もあるんですが、それが事前にユンボとか手配できなくて、浸水したというのも最近来ておりますので、その辺を周知徹底していただきたいと思います。

それから村道については、去る台風で田嘉里の屋嘉比地域における村道の崩落については、2年前から陥没していると、崩れるおそれがあるからということで村に対処を求めておりました。村長も半年前には現場を見て、視察されているそうです。それでその問題について、基本的に私は人災じゃないかと思っております。その区、行政がも一緒になって早急にやるようにということになっているんですけども、また、この対応についての責任の所在についても示していただきたいと思います。

そして大工又地域でドリフト暴走、迷惑をかけているということで、名護署と村とで対応をとっているんですが、一時期は収束されていたような状況を聞いております。最近、また発生していて、私も住民から村に言ってもうだつが上がらないと、それを議員の力でやってくれということで口頭で村に言いました。また農業者にも関係しているものですから、農業委員会にも対処するようにという形をとって

おります。その立て看板で、この付近一帯で暴走行為を行っているものに告ぐ。毎晩繰り返されるドリフト暴走行為はタイヤのスリップ音、エンジン音による騒音で周辺地域住民の安眠を妨げ、大変精神的な苦痛と迷惑を与えています。ここはドリフトのための道路ではありません。この付近での暴走行為は絶対行わないでくださいと、大宜味村交通安全協議会、名護署という連名で立て看板が何カ所かに立てられております。そして私が夜中の11時ごろ現場に行ったときは、2回行きましたが発見することはできませんでした。深夜の3時に行ったときには、住宅地に近いところには偵察隊と思われる車両がとまっていて、そのときはわからなかったです。上に上がって行って、車が駐車されているものですから、警察に電話して、それで私も現場へ向かおうとしたら、その現場から車を駐車しているところに逆に走ってきて、みんな蜘蛛の巣を散らすみたいに散っていきました。それで私が帰るときにさっき見た車が偵察隊だなという感じはしました。また、駐在所ですね、交番にそういう状況を話したら、パトカーが行っても同じようなことで逃げられていると。そういう実態があります。現にイタチごっこになっていることで、警察は道路の真ん中に、対策をとるために暴走できないピンを打ったらどうですかという助言もあります。その辺の対応も聞かせていただきたいと思います。

それからネットや携帯電話、この件についても生活基盤の1つだと思います。村道も陥没すれば通れません。それから河川についても河口閉塞とか、そういうことで氾濫すれば生活に支障を来します。現在は、ネット社会です。ある地域ではネットが見られないと。そういうことで過去にラジオ難聴地域の解消に向けても対応された歴史もあります。また、村のブロードバンドについては、木が伸びているから受信しにくいということもあるので、これも村道と同じように、この回線網が支障を来すのであれば、村の行為でスムーズにできるようにやるべきだと思っているので、再度、その辺も含めて答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 覚議員の再質問ですけれども、これは河川の河口閉塞によって氾濫が起きている状況というのは御承知のとおりだと思います。村としては、この河口閉塞について、どういう原因でこうなっているかということをも県の海岸防災課、あるいは河川課と協議をしながら、今、県は普通河川だから村が管理すべきだという話をしてくるんですけれども、私ども村としては、やはりこの海岸防災のほうで、波で打ち込んできて河口閉塞をしているんだという議論をして、今ずっとこういう議論をしているところであるし、また県や国に対する河口閉塞の改善をぜひ制度資金でできるようにやってほしいという要請をしているところであります。

それから先ほど議員が田嘉里の陥没という話をしておりましたけれども、陥没ではなくて亀裂が入っている場所、村内の村道にはこういう亀裂の入った道路がたくさんあります。その辺については、管理課としては、常時点検をしながらやっているわけですけれども、たまたま今回の大雨によって崩れてしまった、そして民家に被害を与えてしまったということでもあります。その辺については、村としてももう少し早く対応できたならよかったのかなという思いをしておりますけれども、実際にそういうところ、どこが早目に整備しなければできないかということも、やはり村としてはしっかり今後対応しなければいけないなという感じをしております。できるだけ、こういうところやっぱり災害のほうの事業としてじゃないとなかなかできないところもあるものですから、一般財源で使うようなところについてはできるだけ対応を、早目に対策していきたいと思っております。

それからドリフト問題については、これは区民からそういう苦情が出る前に、私どもはそういう情報

を受けていましたから、警察に即要請をして、できるだけ一緒になって防止をしていこうという話をし、警察も積極的に対応しているところでもあります。今回、対策として警察からも指摘のありましたセンターへのびょうの設置を進めていこうということで予算化しているところでもあります。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

インターネットにつきましては、北部振興事業で行いましたインターネットですね、平成32年ごろから大宜味村、東村が改善されるということで、県のほうの事業として進めていくということで私どもはそれにいろいろと要請をしながら進めていこう、やはり前からもありますように個別受信機の設置とかそういう話もありましたけれども、なかなか財政的な面で難しいということで、今、県が進めている事業に対応していきたいと考えているところでもあります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） わかりやすい説明をありがとうございます。

河口閉塞については、県と村の立場もありますが、それはここに住んでいるのは村民であり、県民でもあります。そういう立場から行政間の連絡調整をきちんとした上で河口閉塞が改善される対策を一日も早くお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから先ほど私が田嘉里の村道の陥没と言った点については、陥没ではなくて亀裂だったということで、その件は私も訂正したいと思います。それで亀裂の場合も、今、台風の時期に喜如嘉の七滝から流れている川のところも増水しておりました、氾濫しておりました。その近くの道路も亀裂があって決壊するんじゃないかということがあります。村長が言われたように、村内あっちこっちに亀裂があると、災害の助成事業を取らなければ厳しい予算面もあるんですけども、しかしそうなるからでは遅いので、その辺は財政面も含めて、きちんとそういうふうな災害に遭う前に対処すべきものは対処していただきたいと思います。その辺の件については、現場確認をきちんとやっていただきたいと思います。

それから大工又におけるドリフト暴走の件については、予算化を進めていると言っておりますけれども、実質的にいつごろになるのか、その辺も返答していただきたいと思います。

それからインターネット、ブロードバンドについては、平成32年度をめどにしているという話をしておりましたが、またスマホとか携帯電話の入らない地域もあるので、その辺は業者間にも改善というか、住宅を建てている地域にはぜひそれが利用できるように行政からも要請する必要があるんじゃないかと思っておりますが、その辺も返答していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員御質問の件についてお答えいたします。

まず、喜如嘉の外堀田川、喜如嘉河川ですが、そこについても今現在、親水性にすぐれた河川事業も行っております。河口付近の改良がなされた場合には、その氾濫部分の改善にもなろうかと思っておりますので、河川底を何メートルか下げている改良も行っております。その辺については改善になるかと思っております。あと重点地点としてガジナ川、外堀田川については十分パトロールを行いながらやっていく考えを当課は持っております。

それとドリフトのびょうについては、6月補正で補正を行い、今現在、道路びょうの設置予定で、早ければとし、もしくは10月ごろまでにやる予定で今準備をしているところです。そこら辺についても名護署と連携を図りながら考えているところですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） インターネット、携帯電話について答弁していきたいと思います。

まずインターネット等については、情報格差の是正ということで平成19年、20年に北部振興事業で北部広域ネットワーク整備事業の一環として整備しております。それは役場を拠点に各公民館、あるいは学校等を有線をつないで、無線で各世帯に配信しております。そのときから入らない地域も、やはり大宜味村の地形からして、無線で伝わらないところが多々あります。特に山間部、そういうところではなかなか入らないということも、その当時からそれは確かめられております。そういう意味で、今回、県の総合行政情報通信ネットワーク高度化事業ということで今進めております。その中で、村内の家庭まで有線をつなぐということをして県のほうから計画を聞いております。そういうことで有線をつないだら地形と関係なくつながるということを考えております。この通信事業あるいは携帯というのは、通信事業者が設置すべきものであるんですが、さっき言ったように情報の格差の是正という立場から村が北部振興事業で整備してきたわけですが、これは金額的にも、管理の上でも非常に予算が伴います。そういう意味で県のほうに早目にできるように要請をしていきたいと思います。

携帯についても、村民が住んでいる地域はある程度入ってくるのかなと思っているんですが、山地の中では、事業者としても事業をしている上では採算がとれないのはなかなか厳しいということもあるんですが、そのあたりはこちらのほうとしても要請はしております。例えばター滝には人は住んでいないんですが、お客さんが結構訪れるということもあって、これまで要請して、セルラーが通じるようになっております。そういう意味で放っているわけではなくて要望等はやっておりますので御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 大変前向きな返答だったと思います。それでぜひ頑張ってください点と、それから副村長が最後に言われた携帯電話の関係などは、これから三村は世界遺産を目指そうとしておりますので、村内に住んでいる人だけではなく、村外の人たちも入ってくる可能性もありますから、全地域で携帯電話がつながるように、また災害のときにもそれが命綱となる可能性もありますので、ぜひ積極的に要請を続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で生活基盤の整備と維持管理についての質問を終わります。

次に村役場の耐震性や建設について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村役場の耐震性や建設について。

昭和47年に建設された役場庁舎は、新耐震性導入前に建設されているので国の市町村役場機能保全緊急保全事業の財政措置が図れるが、2020年度までの時限立法となっている。これまで、新耐震性導入前に建築された旧大宜味中学校は、耐震強度がないとの理由で校舎を取り壊しているが、村役場の耐震性についてどのように検討をし、計画をしているか伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

平成28年度に建物の構造耐力、経年による耐力、機能の低下等、建物の老朽化を総合的に評価する耐力度調査を行い、構造上、危険な状態にある建物として判定結果が出ております。調査結果を踏まえて

平成30年度当初予算にて新庁舎整備基本計画策定業務委託費を計上しており、新庁舎検討委員会の設置等、平成32年度建設に向けて事業を推進してまいりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長から検討委員会を設置して進めたいという話がありました。もう私も過去にその件は質問をしたり、指摘したりしております。またほかの議員からもありました。昨年の9月定例会でも他の議員からもありましたが、ぜひその件は、大宜味村は財政上かなり厳しいということもありますので、この状況の中、この時限立法に間に合うように新庁舎建設を進めていただきたいと思いません。もう少し具体的な話が聞けたらいいなど、いつをめどに検討委員会などが設置されるのか、具体的な説明までお聞きしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 具体的な計画をとということでした。当初予算のほうで基本計画の予算化を承認していただきましたが、自治法上にもあります庁舎の位置の定めに関しましては、やはり議員の3分の2の同意等の必要要件等もございますので、今年度、議員改選もあるということで改選後に議員の皆さんにもその検討委員会に加わっていただきたいと思って、10月、来月、再来月ぐらいにはこの策定委員会の委員の検討を行っていく考えをしております。そのときには、また議員の皆様にもぜひ委員に加わっていただき、推薦していただき、検討会のほうにも参加していただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。村長のほうからも先ほどありましたが、財政が厳しい面もございますので、ぜひ起債のほうを活用して、平成32年建築へ向けて計画のほうを進めてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 説明わかりやすかったです。もう放置されてどうなっているのかという不安もありましたけれども、平成32年に向けてぜひ実施していきたいという説明がありましたので、少しは安心しました。それでぜひともこの事業ができた趣旨を踏まえて、熊本地震、その前には東日本大震災の災害があってそういう事業ができておりますので、その助成制度の法律ができた趣旨にのっとり、ぜひ安全で、村民が災害に遭わないような、司令塔になるような役場建設をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で村役場の耐震性や建設についての質問を終わります。

次にシークワサーの振興について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） シークワサーの振興について。

村長は、選挙公約で行動する村政！シークワサー安定生産等の支援等を行動する村政！シークワサー安定生産等の支援等を掲げ、村民の大きな期待を寄せて就任して、もうすぐ任期満了する。しかしながら村長は、平成28年までは農家が役場にシークワサーを出荷できないと苦情が多々あったようだが、平成29年度は順調に出荷ができたのではないかと、今の体制でいいのかなという思いがしていると発言をしている。

しかし、現実は何の加工業者も出荷調整をしている現状があり、以前の村シークワサー産地振興協議会の総会はシークワサー農家等約300名が結集をしていたが、最近は何人のみの総会になっていて、村長は、自らの公約に背き、農家の期待を裏切るもので苦情を訴える場を奪っているのである。

村長が選挙公約したシークワサー産地振興について、農家が安心し、納得のできる安定生産に向け

ての具体的な施策を伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問に対してお答えします。

このシークワサー問題については、議員はこれまで過去9回、きょうで10回目ですけれども、正直言いまして、シークワサー協議会の規約、これを確認したことがあるのかどうかちょっと疑問に感じております。この協議会というのは、苦情を受けるための会ではないんです。シークワサーを振興するための会であって、ちょっと会則をしっかりと見ていただきたいと思っております。農家が安心して、納得のできる安定生産に向けて具体的な施策を問うということですが、現在、シークワサーに関する課題については消費が伸びない状況で、いかに消費拡大できるか活躍しています。これは黄金（くがに）のしずく販売促進キャンペーンやJAによる大宜味産だけの黄金のしずくの販売、あるいはシークワサーの日のキャンペーン、中学生と共同しシークワサー酢の開発、販売協力、あるいは愛知県蟹江町への販売促進活動、また現在、販売促進キャンペーンを県外、県内等で実施しております。確実に消費は伸びていると私は確信をしているところであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長が今回10回目だということを言っておりましたけれども、解決するまで何度も質問していきたいと思えます。

その選挙公約の中でシークワサーの話もありましたけれども、行政運営について、現村政は公約に村民との対話による行政運営、情報の公開を掲げていましたが、現在までほとんど公約を果たせずにいます。対話行政、情報公開は行政運営の基本と捉え、次のような行政運営をしますということで、この対話型の行政、情報公開を積極的に進めるということでありましたけれども、先ほど残念ながら、私が苦情と言ったものですから、シークワサー産地協議会の振興ということが目的だということをお話されておりましたけれども、私は前議会で言った村長の話から、答弁から出したもので苦情はほとんどなく、消費できるのかなというふうな答弁をしておりましたので、それを引用して通告書に明記したんですけれども、もちろん苦情を受けていいと思うんですが、振興のために話をするのが、村長が話されたように同じように認識しております。何で以前は300名の方が集まったのに、今、役員だけがほとんどやって、最近はその話を聞くところがない、どこへ行って話をしたらいいのか、その辺、村長が言ったような課題は消費を伸ばす。ところがそういう話をしているんですけれども、なかなか農家の方には伝わってこない。やっぱりその辺を聞いてやっていくという姿勢は絶対必要だと思います。最近、売れないから耕作放棄地ができて、管理が行き届いていない。カメムシなどが発生して、それがまた飛散してほかの樹園地に飛び散って、今回落下原因もこれの1つじゃないかというような話もあります。そういう維持管理の問題とか、じゃあどういふふうにやっていこうかというのは、村がシークワサー協議会、農家に消費の伸びの話、どういふふうに戦略的にやっていこうかイメージを話ししながら、今のようなマイナスの説明も、マイナスの要因を取り除けるような話し合いとか、絶対必要だと思います。これは村だけが考えるということではなくて、農家の人も一緒になって、全体で考える必要があるんじゃないか。私は、今回は個別の話は、突っ込んだ話はしません。村長が先ほど政策に掲げていた対話行政、情報公開というような、行政運営の基本と捉えて行政運営を推進しますということに私は背いていると思うんです。その辺をしっかりと、意見を、振興を、苦情ということだけではなくて、その辺を捉えて進めて

もらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員が今質問していることについて、私はなぜ最初に規約を見てほしいということを行ったかということ、この中身をしっかりと見て、構成メンバーがどうなっているかということもしっかり見てほしいし、またその中で運営委員会というのがあって、その皆さんがどういうふうな話をするかということもちゃんとわかりますよ。規約を見ると。そしてあなたが300名も集めてどうのこうのという、私がこれを阻止したと言わんばかりの質問の仕方ですけれども、私は一度も会則について、改変したこともないし、ただ、会則の改正というのは役員の関係の改正とか、これは平成19年にできた会則なんです。300名、振興協議会で集めたというのは、多分、部会での一括…、何と言うんでしょう、1カ所に収集して、そこから販売するという仕組みをつくろうということが一時期ありましたけれども、それがやはりいろんな法律にかかわってくるということもあって、できなかったような話を私は聞いております。私が決して、300名集めての会合を拒否しているとか、そういうことではないと思うんです。私はこの振興協議会の規約にのっとって運営しているわけです。そういう意味ではあなたが公約違反とかどうのこうの言うんですけれども、実際、私はしっかりとシークワサー振興のために各、そういう地方に行ったりするとシークワサーを持って行ってアピールをしたり、今確実にシークワサーの販路は拡大しております。来年あたりのやんばるの森ビジターセンターでこの大宜味産のシークワサーが活用された製品がいっぱい並ぶと思っております。これを私はぜひ実施していきたいと思っております。加工所のほうも新たな事業展開のためにシークワサーの乾燥場を増築するということも進めているところであります。促進しているという状況ですけれども、そういうことも1つのシークワサー振興につながっているし、またシークワサーの返礼品としても、シークワサーの木そのものを返礼品として進めている事業所もあります。それを私がそういうアピール活動をしているから伸びてきているということを御理解いただきたいと思っております。そういう面では、今後もしっかりとシークワサー販路も拡大し、そういう大宜味産シークワサーの活用をした製品づくり、そういうものもどんどん伸びてきている状況でありますから、私も直接農家の皆さんの声を聞いたりしてシークワサーの販路拡大をしているつもりでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長から説明がありましたけれども、カメムシとかまでは答弁なかったんですが、次に私が質問するので一緒に答弁していただきたいと思っております。なぜそういうことを言うかということ、確かに規約上は前と変わっていないと思っております。この予算書の中に会費という項目があります。会費は徴収されておられません、誰一人。そして組織はこういうこと、要するに目的があって、本協議会は目的に賛同するシークワサー振興関連する機関と生産者、大宜味村内の各種団体及び会長が特に必要と認めたものをもって組織する、以下、会員という形でやっているんですけど、そういう形で、本来は会員を募ってからやるというスタートでやっていたんですけど、一時期は会費を取るということで、会費も取ったこともあります。それで返しなさいとかという話もありましたけど、その辺は村長変わっていないんですけど、確かに村長は規約のことをどうのこうのと言っておりますけれども、農家の方や村民はそれが対象だと、そしてまた開かれた行政運営だと私は思っております。このシークワサー協議会の会長は村長みずから会長になっておりますので、村長が掲げた情報公開、そして対話行政に沿ってぜひ進めて、そして先ほど耕作放棄地が発生していると思われるカメムシの発生や落下現象の情報を共

有しながら、対策を練って、また示していくという、村長が掲げていったこの情報公開、対話行政に沿ってやっていただきたいと思いますが、再度、再考をしていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 先ほど覚議員の質問の中で、会費という話がありました。会費の徴収の話。これは平成25年…、25年だったか、ちょっと年度がはっきりしないんですけれども、私が産業振興課長になった最初の年に、今の協議会ではなくて、農家だけを集めての協議会を組織しようということで進めていったんです。ところが実際には、希望する農家の数が多く集まらなくて、実際には組織として運営ができないという判断で、会費まで徴収したわけですが、組織の設立まで至らなくて、その会費は各農家に返すということをやりました。実際に村役場主体ではなくて、農家主体の組織をつくるために動き出したわけですが、そこがちょっと設立まで至らなかったという状況です。

カメムシという話ですが、これは一番、カメムシにてきめんなのは薬剤散布という方法が一番にあります。ただ、カメムシの発生状況というのは、特に気候に左右されまして、例えば台風とかの接近の多い年になると、このカメムシが吹き飛ばされて発生が非常に少なくなるという状況もあります。ただ、ここ…、多分平成24年以降の台風接近というのが非常に少ない状況で、そういった中でカメムシの異常発生があります。こういったカメムシとかについては、日ごろ園地に行かない限りは駆除できないんです。1週間、2週間あたりで倍々じゃなくて、1つの組みから2週間するとこれの十何倍かふ化していきますから、それをさらに放っておくとどんどんふ化していくような状態がありますので、そこら辺は薬剤散布とかそこら辺をしっかりとしてもらわないと。またこの発生時期が5月から6月、特にシークワサーの実が非常に小さい時期に発生するものですから、これに刺されてしまうと、刺されたものについては完全に落ちるという状況があります。そこら辺でもって日ごろの肥培管理が、特に非常に暑さに向かっていく時期ですから、大変厳しいところがあると思いますが、そこら辺は農家の皆さん一所懸命頑張っていますので、そういうふうな状況です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私のほうから、ちょっと議員の皆さんにもお願いしておきたいと思っていることは、やはり今、大宜味村産のシークワサーのブランド化へ持っていこうということで、いろんな企業のほうに声かけをして進めておきまして、企業のほうからは無農薬栽培でのシークワサーの搬入ができないかという話があります。その辺については、農家の皆さんに相談しながらどうですかという声をかけをしながらやっております。しかし、中で、議員の皆さんが農家が絶対無農薬栽培できないよという返事で、この事業を諦めている事業所もありますので、どうかこの辺については今後慎重に対応してほしいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いをいたしたいと思います。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど課長からも説明がありましたけれども、このシークワサー産地振興協議会の中では会費を徴収したことがなかったと。別組織をつくって、農家みずから運営していく組織を立ち上げる予定をしていたけど、頓挫したと説明をしておりました。その辺は私、勘違いしていたことをおわびします。

それから先ほど村長から説明がありましたシークワサーを加工していく業者が無農薬栽培をした

シークワサー加工をしたいと、それができないという話があるというんですけれども、確かに無農薬栽培をしているところもあります。そういうことで今情報が、何かいろいろ違った情報が村長のところにも入っているような気がします。私以外に言っている人がいたらいいんですけれども、私は無農薬についてはかなり厳しい、できないということじゃなくて、やっているところもあって、かなり高いので、その辺の説明を進めていくためには絶対必要ですよという立場をとっております。

それで先ほどのカメムシの問題もあるので、この耕作放棄地から発生しているだろうと言われている問題もありますので、村としても以前、農家の方、一緒に集まって話をする機会は絶対必要だということでこのシークワサー協議会は立ち上げていると認識しております。そして目的、組織にも同じ会員ということもあって、予算書の中には徴収はしていないけど、ちゃんと予算項目の中にもあります。今言ったようなものを、ぜひ振興できるように、また対話型の行政を進めていくためにも、ぜひ必要だと思います。先ほどの話が、食い違いがないような形できちんとシークワサー農家、地域の関係者の方々と一緒に共通認識を持って進められることが今一番大切だと思っておりますので、村長、先頭になってそういうことを進めていくことを要望して終わります。どうもありがとうございました。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

(午前10時51分)

平成30年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成30年9月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年9月13日 午前10時00分)

散 会 (平成30年9月13日 午前10時58分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼 子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第34号	債権の放棄について	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 案 第35号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第36号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第37号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第38号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第39号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第40号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第41号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第42号	やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 案 第43号	やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 案 第44号	やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
13	認 定 第1号	平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
14	認 定 第2号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
15	認 定 第3号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
16	認 定 第4号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
17	認 定 第5号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
18	認 定 第6号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
19	報 告 第8号	世界自然遺産調査特別委員会報告書について	報 告

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第34号 債権の放棄についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第35号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第35号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第36号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第36号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは、予算書21ページをお願いいたします。

7款1項3目の企業支援施設費、この中に企業支援施設A棟1号室、建物明渡請求事件弁護士委託料100万円が計上されているわけですが、この100万円の経緯について御説明を願いたいと思っております。

次に予算書23ページ、10款4項1目用幼稚園費、報酬として大宜味幼稚園の学校年間報酬が未計上であったためということになっているんですが、こういうたぐいのものは、年度当初で計上されておくべきだろうと思うんですが、なぜ補正での計上になったのか、その経緯について御説明をいただきたいと思えます。この2点をよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 前田議員の質疑にお答えいたします。

今回の7款1項3目の建物明け渡し請求事件の弁護士委託料となりますが、こちらは企業支援施設、賃貸工場のA棟1号室に入居していた事業者が、使用料等の滞納が続きまして、それで明け渡しを請求

し、要求し、退居してもらいました。それに伴って、その退居としては、事業者はされておりますが、その施設の中に設備がまだ残っております。ということは完全な明け渡しということにはなっていないくて、明け渡しのための裁判をするかどうかというところで、これまで当初から調整を、顧問弁護士とも調整をしながら、してきました。しかし、まず最初から明け渡しのための裁判を行おうとすると、莫大な費用がかかるというのがわかってきましたので、特に数千万円という形で費用がかかるだろうということで弁護士のほうからもいただきました。それでも、明け渡ししてもまだ設備が十分に撤去できるかどうかというのも不明であるというような回答もありながら、そのほかの方法はないかということで、このような形の専門的な弁護士の情報をいただいて、またこういったことで専門的にやってこられた裁判官とかそういった方々の情報とか、有識者の方々にも情報をいただきながら、このような方法があるのではないかというところで、調整をさせていただいたところ、まず事業者のほうに、今、退居していた事業者のほうから設備に関する権利、撤去させるための権利というものを、委任状をまずとるところで、委任状をいただいて、それに基づいて大宜味村のほうでその撤去について手続ができるようになるというところになりましたので、その手続は専門的にやっていかなければ、またいろんなところで落ち度が出てくるかもしれませんので、専門的な弁護士のほうにお願いするということ、今回の費用を計上させていただいたものです。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） では、教育委員会に対する前田議員の質疑にお答えします。

今回の幼稚園の、学校医の報酬の計上でありますけれども、本来ですと、当初予算で計上すべきであったものでありますけれども、計上漏れということで、今回の補正をさせていただいておりますが、幼稚園に関しては、今までそういう学校医に関して支払いをされているという形跡がなくて、本来、統合以前は小学校と併置で、園長先生も校長先生が兼ねているということで、そういう捉え方で幼稚園の報酬関係に関しては支払っていなかったと思いますけれども、大宜味村立幼稚園管理規則において、第9条で学校医の委嘱ということでちゃんと規定されておりますので、これは支払うべきものが相当だということで、先月それに気づいて、早速担当の先生のほうには事情を説明して、今回からちゃんとこういうぐあいの措置をいたしますということでおわびもして、了解をいただいて、今回の計上をするということになりました。以前のことにしてもありますけれども、その辺は理解いただいて、今後しっかりやっていくということで理解をいただいております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 企業支援施設の説明がありましたけれども、内部の備品の明け渡しのための弁護士費用だというふうに理解してよろしいですか。この説明資料からすると、建物明け渡しとあるからまだ居座っているのかなという感じがしたものですから。その内部の設備の移転等が進められていくと、地方自治法第96条第1項第12号による訴えの提起というのは、今後は、今のところ想定されていないということよろしいですか。

それと教育委員会、小学校と幼稚園が併置されていても、学校設置条例、幼稚園設置条例というのは別々なんです。その設置条例からすると、やっぱりこういうものは、当初から計上しないといけないものだったと私は思うんです。ひとつ、年度途中ですが、もう忘れないように、新年度予算は私はいないんですが、新年度予算計上の場合、当初予算で計上され、遺漏のないようにやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 前田議員の質疑にお答えします。

今後の明け渡し請求、裁判という形に持っていくかという形のものだったのですが、こちらに関しては、今回の補正予算に上げた内容では、今後のことでは想定はしておりませんが、ただし、その手順によっては十分でない手順になる可能性はもちろんあります。というのは、この設備自体、備品はまだ残っているものに関して、不明な部分が出てきているものがあるわけですね。それを処理するためにはどうしても裁判をという場合もありますので、そのときにはこちらの議会の承認を得て、裁判を請求していきたいというところであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 御指摘のとおり、次回から計上漏れがないよう、しっかりやっていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号は、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第38号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第38号は、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第39号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第40号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第41号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査

することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第42号 やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 議案第42号ですけれども、請負契約についての資料のほうで、目的の中でやんばるの自然・文化の魅力を発信する案内所や特産品の展示・販売、飲食機能を備えた観光拠点施設整備をすることで観光客の周遊・滞在・消費を促進するとあります。そこで、このやんばるの自然・文化の魅力を発信するためにガイドの育成などの取り組みはどうなっているのか。この観光客の周遊・滞在・消費を促進するというところで、検討でありますとか、対策、方向性はどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 金城勇議員の質疑にお答えします。

まず、この施設の機能から、特にやんばるの世界自然遺産について、今後の取り組みということで、ガイドの育成ですけれども、我々大宜味村のほうではエコツーリズム推進全体構想というもの、ツーリズム推進法にのっとって作成して、これを申請していこうと、国のほうに申請をして認定を受けようということに取り組んでいるところであります。こちらは住民説明会等をさせていただいて、今年度申請ができればというところで今動いているところですが、その取り組みの中でガイド養成講座等も含めて、2年間させていただいて、今年度も補助金が、国の補助金もありましたのでこれから進めていくという状況でやっております。また、これだけではなくて、3村の取り組みで世界自然遺産に向けての推進の体制が3村でとられておりますので、その中で森林ツーリズムというところでガイドの要請であったり、また特に地域のガイドを育てる意味でも登録制度を設けたり、そういったところでこの推進をしていこうというところに取り組んでいるところです。

また、この販売機能、観光拠点、特産品の展示・販売、飲食機能を備えた観光拠点施設というところではありますが、まず一番大きくわかりやすいものとして、大宜味村のふるさと納税のところから入っていきたいんですが、ふるさと納税では、大宜味村のあらゆる、シークワサーを中心として、またマンゴーが返礼品としては一番出ているんですけれども、そういった大宜味村のありとあらゆる商品を、特産品等を集められるような企業、そちらを誘致して、今、募集をかけているところですが、そう

いったところで大宜味村の特産品、特産物を陳列していこうというところでやっております。それが今まではいろんなところの特産品が並んでいるものになっていますので、そちらを、まず大宜味村のものを販売して、大宜味村の経済が、産業が回るようにというところでの販売機能を持たせていきたいというところでもあります。飲食機能というところではカフェレストランがまず1つ設けられます。その中でも大宜味村の特産品、特産物を扱っているような事業者さんを、この指定管理者が募集して運営していくというところと、あと小さなブースが設けられますので、そちらは大宜味村のものを基本としながら、今の時代に合ったような販売促進ができるような機能を持った施設ということで展開していけたらということで、これは指定管理者が決まって、そちらと一緒に検討して行って、より効果の高いものにしていきたいと思っております。また今、販売促進ピーアールを、観光商工ピーアール事業で県外の地域と交流を持って、協定まで結んでいこうというような観光交流協定とか、商工物産の協定を結んでいこうという状況が含まれてきて、早速、大宜味村のシークワサーを扱ったお菓子を県外のほうでつくっていただくこともできました。そういった商品もこの販売機能のところで展示することで、県外の地域と友好、交流がある都市と経済の交換ができるような状況になるのかなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 今、課長から答弁がありました。やはり期待されている施設だと思いますので、そういったしっかりとしたガイドとか販売促進に向けて、また施設の維持管理などが重要になってくると思います。上物だけが立派にできて、中が赤字になったり、運営がまずくなると、また今後の施設の運営に対する不満とかそういうものも出てくると思いますので、以前に、今の道の駅の加工施設が利用されていなくて、どうにか利用する方法はないかという声もありました。どうやってやんばるの物産を売り込むかということで、観光客とか村外の人たちと一緒に料理などをつくって、食材の使い方を覚えてもらって、販売促進に結びつけるような、そういう行動ができないか。そこら辺も検討していただきたいと思っております。期待されるような施設、運営ができるように、赤字にならないように、その取り組みを、協議会などを立ち上げる予定があるのか、そこら辺、今後の運営について、村長のほうから答弁をいただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） やはりせつかくすばらしい施設ができるわけですから、それに対して、本当に経営がうまくいくような仕組みづくりをしていくためには、大宜味村の組織づくりも進めていこうということで、観光協会の設立、あるいは文化協会の設立、そういうものも準備をしているところであります。私は、ここの目的の中にもあるように、やはり滞在しての体験型の、さっきもあったように料理のつくり方、そういうものもその場所で滞在してできるような仕組みづくりをするためには、第一に、宿泊施設等の誘致等、積極的に進めていかなければならないんじゃないかと思っております。

それと今、民泊事業をしている皆さんも、その事業を推進していくためにも、そこにも滞在してできるような仕組みづくりを今後やっていきたいと思っております。詳しいことについて、課長のほうから説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 今、村長のほうからもありましたけれども、協議会という形ではなくて、今私たち、2年ほど前から議会のほうでも話をさせていただきましたけれども、観光協会の設立と

いうところで、準備委員会を立ち上げて、進めているところです。これが平成30年度内ではある程度の形をつくって、平成31年度からこの観光協会が運営されていくというところで取り組んでいるところで、この観光協会の中に理事として、できればビジターセンターの指定管理者も一緒に入っていて、その方々と一緒になって村づくり、観光の振興を図っていけたらということを検討しております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第43号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第43号 やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第44号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第44号 やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 認定第1号 平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） では、決算書9ページをお願いします。

土木使用料、これは住宅使用料であるんですが、現年度分、滞納分を合計しますと736万2,000円ということになっているんですが、これは、この滞納分については、退居した方も含まれているとは思いますが、退居した方はどれぐらいおられますか、金額を大体おわかりでしたらお知らせしたいと思います。

それと次は決算書21ページの雑入のほうで学校給食徴収金、これは現年度分と滞納分を合わせて175万8,770円となっているんですが、この滞納分に対しては、どういう方針で教育委員会としては、徴収に取り組んでいくお考えを持っておられるのか、まずその辺からお聞きしておきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 滞納繰越分について、退居者としてのデータは今持っていないんですけども、現在、平成13年度から28年度までの収入未済額、年額別内訳書調書のほうは持っております。そのものについては、決算審査のところで資料として出しておりますが、件数としては、滞納繰越分110件です。平成13年から始まって、先ほど申しましたように、平成28年度まで。大体平成13年度から17年度にかけての件数が2桁件数になっていて、近年、だんだん件数的には減ってきているような状況ではあります。先ほどの退去者に対して、今後やっていくわけですけども、なかなか追跡できない部分もございまして、非常に難しいのかなというのも懸案として残っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 議員質疑の学校給食費の件についてお答えいたします。

現年分に関しては、収入未済額ということで1万800円ございますが、これも収入済みで完了しております。御指摘の滞納繰越分でございますが、平成29年度において13万2,600円ございますが、これはほぼ1件の方が高額滞納されていて、それが収入済みの13万2,600円になっているんですが、今後の見通しとしては、かなり徴収としては厳しい状況にあるのかなというぐあいに考えております。追跡調査等を行って、戸別訪問等を行っているんですが、かなりの数で、もうこちらに住所がなくていない方とかが結構おりますので、この辺に関しては、年度内で調整をして、また議会のほうで債権等のほう、放棄等も含めて整理する必要があるのかなというぐあいに考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 住宅費、それと学校給食費は実費負担の原則なんです。住宅使用料については、強制執行とかそういうものをやる場合は手続を踏まないといけないということは御存じだと思うんです。それは村営住宅管理条例に基づいて、実際にやっていけば解消もできたらと思うんですが、なかなかそこまで至っていないところが実情だと思うんです。その辺もひとつ念頭に置いてもらいたいと思うんです。

それと学校給食費は、物の売買と同性格と解されておまして、民法第173条の規定によりますと、この時効は2年ということは御存じだと思うんです。先ほど教育課長の答弁では、追跡調査もしていきたいということですが、そうすると、この時効の中断措置をするための民法147条の規定によって請求することによって、この時効の中断が生じるということになるわけですが、実質的には時効になっている件数は多額に上るだろうと思うんです、私は。実際これは従来からの懸案事項でありまして、私も長いこと監査事務局もやりまして、決算意見書にも書こうかと思っていたんですが、なかなか手は入れられないんですね。まずその時効は2年だということになったら、言葉は悪いんですが、父兄がもう払わなくてもいいんだという解釈を持ったら困るだろうと思っているんですが、言葉は悪いんですが、食い逃げされては困るということでその辺まで踏み込んでこなかったんですが、実際、民法規定のこの時効中断の措置もとらないと、結局2年間の時効によって消滅していくという考え方は持たなければならないと思うんです。皆さん、民法御存じだと思うんですね。その辺、大変難しい問題だろうと思うんです。そこで住宅使用料の件は別として、今回、提案されております議案第34号の債権の放棄と関連して考えますと、一般の方から見ますと、1億7,000万円も放棄するけれども、これだけの金額はそのままなのかというようなことでも出てこないに限らないから私はあえて申し上げます、いろいろバランスの問題とかですね。皆さんが給食費を追跡調査して、請求を出しても、時効中断の措置のために請求を行っていないものに対しては、もう時効が成立しているという考え方が出てくるんです。その辺、

総合的に整理して、私勧めたくはないんですが、いずれ不納欠損処分の場合も出てくるだろうと、幾分か、全額ではなくしてもですね、その辺について、これから住宅使用料、学校給食費について努力していただきたいと思います。先ほど申しあげました民法147条の規定による時効中断の問題と、それと民法173条の規定による消滅時効2カ年という、そういう点も総合的に考えになって、これから検討もして、善処していただきたいと思うんですが、その件について、2点について最後にお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 御指摘ありがとうございます。住宅の滞納整理分については、先ほど住宅条例等もございます。そこら辺でまた勉強させていただいて、滞納ゼロを目指して頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 議員の御指摘のとおり、時効等、法的にはそれも十分承知しております。今後、議員指摘のとおり、今後は整理等も含めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 済みません、補足で。今、徴収対策本部というのがありまして、その中で税だけではなくて、使用料も含めた形で話し合う場がありますので、その本部会議等でも債権なりの放棄だとか、そういうものも、一応、条例整備の検討も含めて今後話し合っていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 質疑終わろうと思ったんですが、今、財務課長のほうからお話がありましたので、確かにその対策会議あたりで十分、その辺を検討していただきたいと思うんです。先ほど教育委員会に申しあげました時効中断の問題と時効消滅の問題、これは給食費については、税と違って強制徴収権はないんです。それは皆さん御存じだと思うんです。対策会議あたりでその辺のことも検討の中に入れてもらわないと困るから、私あえてこれやったんですが、強制徴収権がないのも皆さんわかっていると思うんですが、その辺も含めて教育委員会とも協議しながらひとつやっていただきたいと思っております。答弁は要りません。どうもありがとうございました。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 認定第2号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 認定第3号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 認定第4号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 認定第5号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 認定第6号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎報告第8号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 報告第8号 世界自然遺産調査特別委員会報告書についてを議題とします。

報告を求めます。世界自然遺産調査特別委員会委員長。

平成30年9月13日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

世界自然遺産調査特別委員会
委員長 金 城 勇

報 告 書

本委員会は、議員改選に伴い委員会を閉じる必要があるため、その結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

（金城 勇世界自然遺産調査特別委員会委員長 登壇）

○ 世界自然遺産調査特別委員会委員長（金城 勇） ただいま議題となりました報告第8号について報告いたします。

本委員会は、去った議員選挙において議員の改選に伴い本日をもって、世界自然遺産調査特別委員会を閉じる必要があるため、その結果を議会会議規則第77条の規定により報告する。

奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島において、世界自然遺産登録に向けて、本村議会においても調査研究が必要である目的で、平成29年第7回定例会において、世界自然遺産調査特別委員会設置を行いました。

1、調査日時・場所

平成29年11月11日（土）～13日（月）の間で12日（日）午前10時～12時まで竹富町西表島において世界自然遺産の取り組みについての視察研修

2、平成30年3月22日（木）午後1時～2時まで国頭村やんばる野生生物保護センター調査視察

3、平成30年6月8日（金）午前11時～12時まで委員会室において、やんばる野生生物保護センターの担当者からの説明

説明内容は、平成30年5月4日に国際自然保護連合 I U C N 評価報告において延期勧告がなされて、それを踏まえて国は6月1日に申請の取り下げを行い、今までの経緯や今後の取り組み等の説明を受ける。

4、総括

これまで世界自然遺産登録に向けて、世界自然遺産調査特別委員会を設置して活動してまいりましたが、残念なことに平成30年5月11日に国際自然保護連合 I U C N 評価報告において延期勧告がされました。

今後は国の動向を注視しながら、今後とも世界自然遺産登録に向けて改選後の議員におかれましても引き続き世界自然遺産調査特別委員会の継続を強く希望して、報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時49分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時57分)

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に金城 勇議員、副委員長に前田 孝議員、決算審査特別委員会委員長に前田 孝議員、副委員長に安里重和議員、以上のおおりに互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時58分)

平成30年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成30年9月20日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成30年9月20日 午後2時00分)

閉 会 (平成30年9月20日 午後3時03分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第34号	債権の放棄について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第42号	やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第43号	やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
4	議案第44号	やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
5	議案第35号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第37号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案第38号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第39号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案第40号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案第41号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
11	議案第36号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第1号	平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第2号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第3号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	認定第4号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
16	認定第5号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
17	認定第6号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
18	陳情第2号	すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のために子ども医療費助成制度の拡充を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
19	陳情第3号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	意見案 第2号	こども医療費助成制度の拡充を求める意見書	提案説明 付託省略
21	意見案 第3号	こども医療費助成制度の拡充を求める意見書	提案説明 付託省略
22	意見案 第4号	臓器移植の環境整備を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第34号、議案第42号～議案第44号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第34号 債権の放棄について、日程第2 議案第42号 やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について、日程第3 議案第43号 やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について及び日程第4 議案第44号 やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約についての4件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 139号

平成30年9月20日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第34号	債権の放棄について	可 決 全会一致
議案第42号	やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について	可 決 全会一致
議案第43号	やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について	可 決 全会一致
議案第44号	やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約について	可 決 全会一致

（大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第34号及び議案第42号～議案第44号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長兼農業委員会事務局長、企画観光課長及び建設環境課長の出席を求め、9月14日午後1時30分から審査をいたしました。

はじめに、議案第34号 債権の放棄について報告いたします。

債務者住所 那覇市楚辺一丁目3番76号 商号塩屋観光開発株式会社 代表取締役上門貞夫 ゴルフ場賃貸料 平成8年度分より平成12年度分 金額4千7百21万9千167円 賃貸料相当損害金平成12年度分より平成18年度分 金額9千54万2千832円 合計債権放棄額1億3千7百76万1千999円

放棄の理由は、平成18年3月22日をはじめに毎年度請求しており、また協議も行ってきたが、平成23年9月1日より休業中であり、債務者の塩屋観光開発株式会社は、103億余りの多額の負債を抱えており、かつ差し押さえできる財産の価格が強制執行の費用をこえないため、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、今回の上程となっております。

次に、議案第42号 やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約について、報告します。

本件は、平成30年度 沖縄北部連携促進特別振興事業の建築工事であります。工事概要は、鉄筋コンクリート造 平屋建て A、B、C、D棟歩廊1・2 機械室 延べ床面積1,422.62㎡で、屋根付き広場及び建築外構となっております。

請負金額は、5億3千8百38万円、契約相手は、株式会社山口建設で、履行期限は、平成31年3月31日までとなっております。

次に、議案第43号 やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約について、報告します。

本件も、議案第42号と同じ事業で、電気設備工事であります。工事概要は、鉄筋コンクリート造平屋建て延べ床面積1,422.62㎡で、主に電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備などの電気設備工事一式となっております。

請負金額は、1億1百3万4千円、契約相手は、有限会社平良設備工業で、履行期限は、平成31年3月31日までとなっております。

次に、議案第44号 やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約について、報告します。

本件も、議案第42号と同じ事業で、機械設備工事であります。工事概要は、鉄筋コンクリート造平屋建て延べ床面積1,422.62㎡で、主に空調、換気設備、衛生器具設備などの機械設備工事一式となっております。

請負金額は、7千4百73万4千920円、契約相手は、有限会社一円産業で、履行期限は、平成31年3月31日までとなっております。

議案第34号及び議案第42号～議案第44号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第34号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 債権の放棄についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 やんばるの森ビジターセンター施設建築工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 やんばるの森ビジターセンター施設電気設備工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 やんばるの森ビジターセンター施設機械設備工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第35号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 137号

平成30年9月20日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第35号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	可 決 全会一致

（吉浜 覚総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました議案第35号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び住民福祉課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、9月14日午前10時から審査をいたしました。

議案第35号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について説明します。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費の助成対象年齢を15歳から18歳まで拡大することと、これまでの助成方法は償還払い及び自動償還方式でありましたが、今回新たに「現物給付方式」を導入することとなるため、それぞれの助成方法に対応できる内容の改めするものであります。そのため、大宜味村こ

ども医療費助成条例の一部を改正する必要があるための上程となっています。

施行期日は、平成30年12月1日から施行することになっています。ただし、附則第3号の規定は、公布の日から施行となっております。

議案第35号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第35号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第35号 大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る為、対象年齢を18歳まで拡大し、窓口での支払いのない現物方式（すなわち窓口無料化）を追加することに伴い、大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する必要があるとの提案理由で、平成30年12月1日から施行すると説明をしています。

しかし、県は「自治体間で差がでないよう10月のスタート時に多くの市町村に参加してもらいたい」と、早期導入を呼び掛けています。県保健医療総務課のまとめを基に沖縄タイムスの追加取材によると、本島で10月実施をまだ決めていないのは大宜味村のみで、村は「周辺市町村の動向を見ながら検討したい」と新聞で紹介されています。現金がなくても安心して子どもに医療が受けられるようにと率先して窓口無料化を制度化している自治体もあり、窓口無料化を制度化されずに困っている家庭での一日も早い実現の期待を裏切るものです。村民の一人として納得できるものではありません。とても残念ではありますが、対象年齢を18歳まで拡大した内容については評価するものです。

全国で子どもの貧困が問題になり、「どの子にも医療を受ける権利を」という声が高まっていますが、国のこども医療無料制度化としてはまだ実現していません。しかし、この10年間でこども医療無料制度は住民の運動と地方自治体の努力で大きく前進し、全国的に市町村独自で通院費や入院費の助成が進んでいます。窓口負担をなくす「現物給付」も広がっています。これまでも、公的保育所、訪問医療、老人保健制度など、住民や地方自治体の要望と実践から、国の制度へ発展した事例は数多くあります。国の制度へ押し上げていくためにも、自治体や住民と共に声をあげていくべきと考えます。また、過疎地域の本村は都市に比べ、医療機関や交通体系が充実していません。時間や経済的負担の地域格差がありますので、安心して格差のない医療費無料制度へつなげたらと考えています。よって、私は本案に賛成しますので、どうか、各議員の賛成を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第35号 大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第37号～議案第41号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)、日程第7 議案第38号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第8 議案第39号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第9 議案第40号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)及び日程第10 議案第41号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第140号

平成30年9月20日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 金城 勇

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第37号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	原案可決 全会一致
議案第38号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第39号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第40号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
議案第41号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致

(金城 勇 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(金城 勇) ただいま議題となりました議案第37号から議案第41号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、9月13日午後1時30分からの審査予定を繰り上げて、午前11時10分から審査を行いました。

議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

議案第38号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第39号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び

議案第41号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第37号から議案第41号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 予算の歳出、災害復旧費の中で工事請負費は計上されているんですけども、関連の件を委員会で話をしました。家屋損壊があります。委員会の中では補償は保険会社のもので補償すると。しかし、誰に補償責任があるのか、きちんと明記した説明がなく、顧問弁護士の見解を求めるといことで私に何も無いんですけども、委員長にあったのか確認を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 予算審査特別委員会委員長。

○ 予算審査特別委員会委員長（金城 勇） その件については、委員会では議題になっておりませんでした。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 委員会の休憩中の件でしたので、私にも報告がなく本会議になっておりますので、そのあったかないかの確認だけで結構ですので、今返答された件で理解できましたので、これで質疑を終わらせていただきます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。討論ありますか。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論を行います。

本案には、村道田嘉里災害復旧工事等の予算が計上されています。しかし、民家損壊の補償に関する予算が計上されてなく、民家損壊の補償責任者の責任の確認ができてないままの行政執行であり、あってはならない事例です。

6月16日の台風による影響で村道田嘉里線の土砂崩落は民家を損壊する災害が起きています。村道の維持管理は村の責任であります。また、路側帯や法面は村道を保護するためのものであり保護や維持管理は村の責任と考えます。村は村道の崩落による民家が損壊するという事例ですが、被害を受けた民家は家屋災害保険に加入しているので、それを利用すべきだとの主張を続けています。

しかし、当該村道は亀裂が生じ崩落の恐れがあるとの理由で、約2年前に田嘉里区長の立会いのもとで村の担当者が現場確認をしています。また、約半年前に村長も現場確認をしていて災害の予知可能な事例だったと考えられます。本来、補償は補償責任者がすべきであります。被害者によると保険事業所による補償金は家屋損壊の修繕費の全額を満たす補償ではないとの説明をしています。

したがって、村が管理する村道から発生した民家損壊は災害の予知可能な事例で補償責任は村に帰属すると考えるのが一般的だと考えます。家屋損壊の修繕費の全額を被害者に支払いすべきと考えます。被害者に損失を与えることに対して断じて許すことができません。行政事務執行上あってはならない事例です。被害者はじめ保険事業所や議会と村民に対して納得のできる説明と責任の所在を示すべきと考えます。被害者や村民の安心・安全を無視するような行政執行に対し現時点では反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第38号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第39号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第39号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
- （起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第40号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
- （起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第41号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
- （起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第36号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第12 認定第1号 平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第2号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第3号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第4号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第

5号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第17 認定第6号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第141号
平成30年9月20日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

決算審査特別委員会
委員長 前 田 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第36号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可 決 全会一致
認定第1号	平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第2号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第3号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第4号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第5号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第6号	平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認 定 全会一致

(前田 孝決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長(前田 孝) ただいま議題となりました議案第36号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月18日、19日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては村長出席のもの

と審査を行いました。

議案第36号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての質疑がありましたが、討論はありませんでした。

認定第2号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、質疑、討論はありませんでした。

認定第1号から認定第6号の6件について全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第36号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成29年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の

方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

◎陳情第2号及び陳情第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 陳情第2号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のために子ども医療費助成制度の拡充を求める陳情書及び日程第19 陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の2件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 吉浜 覚

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
2	平成30年 8月21日	すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
3	平成30年 8月21日	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

(吉浜 覚総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました陳情第2号及び陳情第3号について、9月14日午前10時から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第2号及び陳情第3号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第2号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 すべての沖縄の子どもたちの健やかな成長のためにこども医療費助成制度の拡充を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第2号は、採択することに決定しました。

これから陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第3号は、採択することに決定しました。

◎意見案第2号～意見案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第20 全員発議により提出されました意見案第2号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書、日程第21 全員発議により提出されました意見案第3号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書及び日程第22 全員発議により提出されました意見案第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の3件を一括して議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) ただいま一括議題となりました意見案3件について、順次提案していきます。

まず最初に、意見案第2号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月20日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 吉浜 覚 安里重和 金城 勇 仲井間宗利 大城佐一

賛成者 東 武久

提案理由 すべての子どもたちの笑顔のために、子どもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくすためにも国の制度化を早期に実現するよう求める為。

こども医療費助成制度の拡充を求める意見書

沖縄県における子どもの貧困率は29.9%で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で1500自治体（1741自治体中）で86%、「入院」で1646自治体で94.5%に達しています。

残念ながら、沖縄県内では「通院外来」で58%であり、大きな格差があります。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

すべての子どもたちの笑顔のために、子どもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくすためにも国の制度化を早期に実現するよう求めるものです。

記

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）は、すべて廃止すること。

2. どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するために、国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上でございます。

次に意見案第3号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月20日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 吉浜 覚 安里重和 仲井間宗利 金城 勇 大城佐一

賛成者 東 武久

提案理由 すべての子どもたちの笑顔のために、子どもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくし、対象年齢拡大を早期に実現するよう求める為。

本意見案第3号の本文につきましては、先ほどの意見案第2号と同様でございますので、要請事項の記の3が追加となっておりますので、その部分だけのみ申し上げておきます。

この要請事項の記の3としまして、国の制度化ができるまで、県の制度として、中学校卒業まで、所得制限なし、一部負担なし、現物給付で医療費無料制度の拡大拡充を、県と市町村が協力して早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

本意見案第3号の宛先は、沖縄県知事でございます。

続きまして、意見案第4号を提案いたします。

意見案第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月20日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 吉浜 覚 安里重和 仲井間宗利 金城 勇 大城佐一

賛成者 東 武久

提案理由 国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため。

それでは意見案を読み上げます。

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1、国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。

2、臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

3、臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。

4、臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。

5、国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。

① ブローカーの厳罰化

② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務

③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務

④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精心面でのケア対策

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上、3件をまとめて提案いたします。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に意見案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって意見案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に意見案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって意見案第4号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第7回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員